

長崎県立大学学則第 13 条に関し学長が定める事項について

(入学の定義)

第 1 条 長崎県立大学学則第 13 条第 3 項第 1 号に規定する学生の入学は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 編入学 (学則第 25 条)
- (2) 転入学 (学則第 26 条)
- (3) 再入学 (学則第 27 条)
- (4) 特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生の入学 (第 56～59 条)

(教授会の意見を聴くことが必要な事項)

第 2 条 長崎県立大学学則第 13 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する事項について、当該意見を聴く教授会は、次のとおりとする。

事 項	意見を聴く教授会
学生の入学、卒業及び課程の修了	学部教授会
学位の授与	学部教授会

2 長崎県立大学学則第 13 条第 3 項第 3 号に規定する教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの及び当該意見を聴く教授会は、次のとおりとする。

事 項	意見を聴く教授会	
教育課程の編成	将来構想及び教育課程の根本となる事項	学部教授会
	全学教育科目に関する事項	全学教務委員会
	専門教育科目に関する事項	学部教務委員会
	教職に関する事項	教職課程委員会
転学部	学部教授会	
転学科	学部教授会	
学位取消し	学部教授会	
特別聴講学生、研究生、研修員及び外国人留学生の入学許可の取消し	学部教授会	
研修員の研修報告書の審査	学部教授会	
非常勤講師の審査	全学教育科目に関する事項	全学教務委員会
	専門教育科目に関する事項	学部教務委員会
	教職に関する事項	教職課程委員会
教育研究業績等の審査	教員選考委員会	